

第68号議案

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成30年6月7日提出

新城市長 穂積亮次

専決第4号

新城市国民健康保険税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

新城市長 穂積亮次

新城市条例第22号

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第28条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。